

## 北守谷地区まちづくり協議会会則

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 組織（第5条―第11条）
- 第3章 会議（第12条―第19条）
- 第4章 会計（第20条・第21条）
- 第5章 雑則（第22条）

### 第1章 総 則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、北守谷地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所は守谷市板戸井1977番地の2（北守谷公民館敷地内）に置く。

（範囲）

第2条 協議会の活動に関わる範囲は、御所ヶ丘、久保ヶ丘、松前台及び薬師台の北守谷地区とする。

（目的）

第3条 協議会は、地域・世代を超えた交流の輪が広がるまちづくりを進めることを目的とし、次に掲げる地域を目指す。

- （1）誰もが助け合い、支え合い、ふれ合うことができる地域
- （2）誰もが安全・安心が目に見え、感じられる地域
- （3）誰もが住みやすく、ずっと住み続けたいと思える地域

（活動）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、範囲内すべての市民、市民公益活動団体、事務所又は事業所及び学校を対象として、次の活動を行う。

- （1）助け合い、支え合い、ふれ合い活動の推進
- （2）地域交流・健康づくりの推進
- （3）生活環境の改善・整備の推進
- （4）その他協議会の目的達成のために必要なこと

### 第2章 組 織

（構成員）

第5条 協議会は、次に掲げる者の中から構成する。

- （1）範囲内に住所を有する市民
- （2）範囲内を拠点として市民公益活動を行っている団体
- （3）範囲内に事務所又は事業所を有する事業者
- （4）範囲内に所在する学校

2 構成員として入会しようとする者は、入会届（様式第1号）を協議会へ提出するものとする。

3 構成員が退会しようとする場合は、退会届（様式第2号）を協議会に提出するものとする。ただし、本人が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、退会したものとしなす。

4 協議会は、前2項の届出があった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置くことができる。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| （1）会長                    | 1名   |
| （2）副会長                   | 2名   |
| （3）北守谷地区連絡協議会選出者         | 2名以内 |
| （4）守谷市社会福祉協議会北守谷支部選出者    | 2名以内 |
| （5）守谷市北地区民生委員・児童委員協議会選出者 | 2名以内 |
| （6）会計                    | 1名   |
| （7）部会長                   | 各部1名 |
| （8）その他 会長が必要と認める者        |      |

（監事）

第7条 協議会に監事3名を置く。

（役員等の選出）

第8条 役員及び監事は、別途定める「北守谷地区まちづくり協議会役員等選出規程」により選出し、総会において選任する。ただし、欠員が生じた場合は、役員会において選任し、補充することができる。

（任期）

第9条 役員及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（任務）

第10条 役員及び監事の任務は、次のとおりとする。

- （1）会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- （3）北守谷地区連絡協議会選出者は、協議会に関する情報を北守谷地区連絡協議会に属する自治会・町内会へ伝えるとともに、要望等を取りまとめ協議会へ伝えることで北守谷地区連絡協議会と協議会が双方向の関係となるよう努める。  
また、北守谷地区連絡協議会と協議会の連携が図れるよう努める。
- （4）守谷市社会福祉協議会北守谷支部選出者は、協議会に関する情報を守谷市社会福祉協議会北守谷支部に伝えるとともに、連携が図れるよう努める。
- （5）守谷市北地区民生委員・児童委員協議会選出者は、協議会に関する情報を守谷市北地区民生委員・児童委員協議会に伝えるとともに、連携が図れるよう努める。
- （6）会計は、協議会の資金等を管理し、会計を処理する。

- (7) 部会長は、部会を代表し、部会の運営及び活動を遂行する。
  - (8) 監事は、協議会の会計監査の任に当たるとともに業務執行を監督する。
- (部会)

第11条 協議会の活動を円滑に実施するため、次の部会を置くことができる。

(1) 地域福祉部会

地域福祉活動、支え合い・助け合い・ふれ合い活動、健康増進活動に関すること。

(2) 交流活動部会

多世代交流や地域交流の活動に関すること。

(3) 防災・防犯・交通安全部会

北守谷地区連絡協議会防災部会・防犯連絡員協議会北守谷支部・交通ルールを守る会の活動支援、避難訓練に関すること。

(4) 生活環境部会

地区内の交通手段、生活環境に関すること。

(5) 広報部会

情報発信、広報誌に関すること。

2 部会は、協議会の構成員が部員となり構成される。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。また、必要に応じて、部会長の任命により、副部会長を2名まで置くことができる。

### 第3章 会 議

(会議の種類)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定期総会、臨時総会、役員会、拡大活動推進会議、部会議とする。

(会議の招集)

第13条 定期総会、役員会及び拡大活動推進会議は会長が招集、部会議は部会長が招集する。

2 定期総会は、年1回とし、毎年4月に開催する。

3 臨時総会は、構成員の3分の1以上の者から要求があったとき、又は役員会において必要と認めたときに、会長が招集する。

(会議の定足数及び議決)

第14条 会議は、その会議の構成員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会議の構成員は、これを出席者数に加えるものとする。

2 議決権は、構成員が行使するものとする。ただし、第5条に規定する団体、事務所・事業所及び学校にあっては、その代表者又は代表者から委任を受けた者1名が行使するものとする。

3 会議の議事は、会議出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の議長)

第15条 総会にあっては出席者の互選により選出された者、役員会及び拡大活動推進会議にあっては会長、部会議にあっては部会長がそれぞれ議長となる。

(総会)

第16条 総会は、議決機関として次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則等の改廃に関する事項
- (4) 役員の承認に関する事項
- (5) その他、重要な事項に関する事項

2 総会は、構成員をもって構成する。

(役員会)

第17条 役員会は、役員及び監事をもって構成し、次の事項の審議を行う。ただし、監事は議事の採決に加わらないものとする。

- (1) 総会に付議・提議する事項
- (2) 協議会の運営に関する事項
- (3) 部会から提議された事項

(拡大活動推進会議)

第18条 拡大活動推進会議は、役員、監事、各事業活動の責任者及び値域関係者等が出席するものとし、次の事項に関して意識の統一を図ることを目的とする。

- (1) 各事業活動の計画・進捗状況の確認
- (2) 北守谷地区の他団体との連携及び相互協力

(部会議)

第19条 部会議は、次の事項の審議を行う。

- (1) 各部に関する事項
- (2) 役員会に提議する事項
- (3) 役員会から提議された事項

## 第4章 会 計

(会計)

第20条 協議会の経費は、交付金、委託金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監査報告)

第21条 会長は、事業年度終了後、速やかに決算を行い、監事の監査を受けた上、総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 雑 則

(雑則)

第 22 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和 4 年 4 月 30 日から施行する。

北守谷地区まちづくり協議会入会届

北守谷地区まちづくり協議会 宛て

北守谷地区まちづくり協議会会則に賛同し、構成員として入会を希望するため、入会届を提出します。

|                       |                                  |                                                          |  |
|-----------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------|--|
| (ふりがな)<br>氏 名<br>[必須] | ※団体の場合、団体名及び代表者氏名を御記入ください。       |                                                          |  |
| 住所又は所在地<br>[必須]       | 〒 -                              |                                                          |  |
| 生年月日/年齢/性別            | 年 月 日生 / 歳 /                     | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |  |
| 電話番号<br>[必須]          | 自 宅 :<br>携帯電話 :                  |                                                          |  |
| E-mail                |                                  |                                                          |  |
| 希望部会等                 |                                  |                                                          |  |
| 特技・資格等                |                                  |                                                          |  |
| その他                   | ※活動していることや関心のあることがありましたら御記入ください。 |                                                          |  |

※ 個人情報、北守谷地区まちづくり協議会個人情報取扱基準に基づき取り扱います。

※ 特技・資格等をお持ちの方に直接活動のお手伝いをお願いすることがあります。

年 月 日

## 北守谷地区まちづくり協議会退会届

北守谷地区まちづくり協議会 宛て

北守谷地区まちづくり協議会を退会したく、退会届を提出します。

|                       |                                                                     |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| (ふりがな)<br>氏 名<br>[必須] | ※団体の場合、団体名及び代表者氏名を御記入ください。                                          |
| 住所又は所在地<br>[必須]       | 〒 -                                                                 |
| 理 由                   | <input type="checkbox"/> 一身上の都合<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |

## 北守谷地区まちづくり協議会 個人情報取扱基準

(平成30年12月24日制定)

### (目的)

第1条 この取扱基準は、本会が保有する個人情報について、その適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

2 各構成員は、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取扱うことのないよう努めるものとする。

### (周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱基準を、総会資料により、毎年1回は構成員に周知するものとし、新規の構成員については書面の提示等により周知するものとする。

### (個人情報の取得)

第4条 本会は、構成員又は構成員になろうとする者から必要書類を受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が構成員等から取得する個人情報は、構成員等の氏名、住所、性別、生年月日（年齢）、電話番号、その他の情報で、構成員等が同意する事項とする。

### (利用)

第5条 本会が取得した個人情報は、次の各号に掲げる活動等において利用するものとする。

- (1) 構成員名簿の作成
- (2) 文書の送付
- (3) 構成員同士の情報交換

### (管理)

第6条 取得した個人情報は、役員又は構成員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正に復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

### (提供)

第7条 取得した個人情報は、次にあげるものを除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

- (1) 構成員本人から、個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために必要な場合
- (6) 守谷市、範域内の自治会・町内会、学校及びこれらに準じる公共目的の団体が、本会に関わる事務や活動を遂行することに対し、協力する必要がある場合